

町田市公共工事の中間前金払取扱要領

第1 趣旨

この要領は、町田市契約事務規則（平成14年3月町田市規則第23号。以下「規則」という。）第37条の2第1項に規定する中間前金払（以下「中間前金払」という。）に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 中間前金払の制限

- 1 規則第37条の2第1項に規定する中間前金払の対象とされる公共工事（以下「工事」という。）であっても、規則第37条に規定する部分払を行うとしたものについては、原則として中間前金払を行わない。
- 2 前項に規定するもののほか、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

第3 中間前払金の端数整理

中間前払金に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第4 中間前金払の対象及び率等の明示

中間前金払の対象とされる工事及び中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

第5 契約書の記載事項

中間前金払を行う工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前金払を行うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 中間前払金の使途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

第6 中間前金払に係る認定

- 1 中間前払金の支払を受けようとする契約者は、公共工事中間前金払認定請求書（第1号様式）及び工事履行報告書（第2号様式）を、当該工事の監督員（規則第38条第1項に規定する監督員をいう。）が所属する課（以下「工事担当課」という。）に提出し、当該工事が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当することの認定（以下「中間前金払に係る認定」という。）を受けなければならない。
- 2 工事担当課は、工事履行報告書等に基づき、次に掲げる事項に留意して、中間前金払に係る認定に関し必要な事項を確認するものとする。
 - (1) 中間前金払に係る認定の請求があった時点において、工期又は契約金額の変更契約が締結されている場合にあっては、契約変更後の工期及び契約金額を基に確認を行うこと。
 - (2) 工事現場等に搬入された検査済の材料があるときは、当該材料の調達に要した金額に相当する額を出来高に含めることができること。
 - (3) 工事履行報告書の記載内容を確認するため、必要に応じて根拠となる資料の提示等を求めることができること。
- 3 市長は、前項の規定による確認の結果、中間前金払に係る認定をするときは中間前金払に係る認定調書（第3号様式）により、中間前金払に係る認定ができないときは中間前金払に係る不認定調書（第4号様式）により、当該契約者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知は、公共工事中間前金払認定請求書及び工事履行報告書を受領した日から7日以内に行うものとする。

第7 中間前払金の請求手続

- 1 中間前払金の請求は、契約者が公共工事中間前金払申請書（第5号様式）、当該中間前払金に係る保証事業会社の保証証書及び前払金保証約款を第6第3項の規定により認定をした日から20日以内に市長に提出した後に行わせるものとする。

る。

2 前項の規定により提出のあった公共工事中間前金払申請書については、その内容を審査して、その適否を決定し、公共工事中間前金払決定通知書（第6号様式）により契約者に通知するものとする。

3 市長は、中間前払金の請求を受けたときは、速やかにこれを支払うものとする。

第8 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還

1 規則第37条の2第2項において準用する規則第36条第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、次に掲げるところによるものとする。ただし、中間前払金を追加払する場合においても中間前払金の合計額は最高限度額を超えることができないものとする。

(1) 契約金額を増額したときは、増額後の規則第37条の2第1項の規定により算定した額（1,000円未満の端数は切り捨てる。次号において同じ。）から支払済の中間前払金の額を差し引いた額

(2) 契約金額を減額したときは、支払済の中間前払金の額から減額後の規則第37条の2第1項の規定により算定した額を差し引いた額

2 中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、契約者に保証契約変更後の保証証書を市長に提出させた上で、契約者の請求により行うものとする。

3 中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から市長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約者が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率（契約締結日における率をいう。以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。

第9 保証契約の変更

1 既定の契約期間が延長されたときは、契約者に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。ただし、市長が保証契約を変更させる

必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 中間前払金を返還させる場合又は既定の契約期間が短縮された場合において、契約者が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市長に提出させるものとする。

第10 中間前払金の使途制限

中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

第11 保証契約が解除された場合等における中間前払金の返還

- 1 規則第37条の2第2項において準用する規則第36条第3項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。
- 2 前項の規定により中間前払金を返還させるときは、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に遅延利息の率を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

第12 複数年度にまたがる契約の中間前払金

- 1 債務負担行為又は継続費に係る契約であっても、中間前払金は規則第37条の2第1項の規定により算定した額を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。
- 2 前項後段の規定は、事故繰越しその他により次年度に繰り越される工事に係る中間前払金について適用する。

附 則

この要領は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年8月1日から施行する。